

## 佐賀県庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度事務処理要領

### 1 目的

この要領は、佐賀県が発注する庁舎等維持管理業務委託の競争入札において実施する低入札価格調査制度に関して、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 106 条第 2 項に基づき低入札調査基準価格の設定基準を定めるとともに、低入札価格調査制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

### 2 適用の対象

庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度は、庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成 2 年佐賀県告示第 444 号）第 1 条第 2 項に規定する業務のうち、清掃業務について委託契約を締結しようとする場合で、競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用対象となる委託契約を締結しようとする場合について適用する。

### 3 低入札調査基準価格の設定基準

低入札調査基準価格の設定基準は、予定価格に 3 分の 2 を乗じた額とする。

### 4 予定価格調書の作成

- (1) 低入札調査基準価格等の欄に 3 の基準により算出した具体的な低入札調査基準価格及び入札書比較低入札調査基準価格を記載する。
- (2) 低入札調査基準価格については千円未満の金額は切り捨てるものとし、入札書比較低入札調査基準価格については円単位まで記載するものとするが、1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。
- (3) (2) により予定価格及び低入札調査基準価格を記載した予定価格調書は封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。
- (4) 予定価格調書の様式については、規則に定める様式によるものとする。

### 5 入札参加者への周知

入札執行者は、公告等において次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格が設定されていること。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならないこと。

- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、佐賀県庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定すること。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力すること。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、検査及び清掃完了後の実績確認等を強化し、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くこと。
- (6) すべての入札者は、事前に入札価格の根拠となる積算内訳を作成し、当該入札の場所に持参しなければならないこと。

## 6 契約締結の条件

低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結する場合は、規則第115条第3項の規定にかかわらず、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付することを当該契約の条件とする。なお、契約保証を受けられない場合は失格となるものであること。

## 7 入札の執行

入札の結果、入札書比較低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした入札者（以下「低入札価格入札者」という。）がある場合は、落札者の決定を一時保留する旨を宣言し、庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度事務処理要領による調査後改めて落札者を決定する旨を入札参加者に告知して、入札を終了する。

なお、低入札価格入札者のうち最低価格入札者が複数の場合は、くじ引きにより低入札価格調査を行う調査順位を決定するものとする。

## 8 調査の実施

- (1) 入札執行者は、低入札価格入札者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査するものとする。
- (2) 入札執行者は、入札終了後直ちに低入札価格入札者から入札価格の根拠となる積算内訳を提出させるほか、次に掲げる事項について関係資料を提出させ事情聴取を行うとともに、必要に応じて関係機関への照会等を行うものとする。

なお、その場合において低入札価格入札者が調査を拒否し、又は協力しない場合は、当該低入札価格入札者を落札者とししない。

- ① 入札価格積算の根拠及び妥当性に関する事項
- ② 業務計画の適否及び労務・資材等の調達等の適否に関する事項
- ③ 履行能力の適否に関する事項
- ④ その他必要な事項

- (3) 前項に規定する関係資料の提出及び事情聴取は、期限を付して求めるものとする。

## 9 低入札価格調査制度審査会

- (1) 入札執行者は、低入札価格入札者の落札の適否について適正な審査を行うため、必要に応じて関係本部長、関係課長及び資産活用課長等を委員として構成する低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。
- (2) 審査会は、調査結果に基づき、合議制により審査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて総合的に判断するものとする。  
なお、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

## 10 落札者の決定

- (1) 入札執行者は、審査会が調査対象者を落札者とする 것을決定した場合には、その者を落札者とし、落札者には落札決定通知書を、また、その他の入札参加者全員には落札結果を通知するものとする。
- (2) 入札執行者は、審査会が調査対象者を落札者としな いことを決定した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格入札者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。  
なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合には、調査を実施し、同様の手続きによるものとする。  
入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、高順位の調査対象者には落札者不適格通知書を、落札者となった次順位者には落札決定通知書を、また、その他の入札参加者全員には落札結果を通知するものとする。

## 11 調査による判断指針（失格基準）

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、審査会において審議し、原則として落札者としな い。
  - ① 低入札価格入札者が調査に応じないとき、若しくは指定の期日までに調査書類の全部又は一部の提出をしないとき。
  - ② 必要な資格を有する作業責任者を常時配置することが困難と認められるとき。
  - ③ 低入札価格入札者が契約締結の意思がないことを確認したとき。
  - ④ 入札金額の積算において、清掃作業員の賃金が佐賀県の最低賃金を下回っていたとき。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、審査会において審議し、落札者としな いことができる。
  - ① 入札金額の積算において、県の示した清掃の種類、範囲、回数等の仕様を満たしていないと認められるとき。

- ② 入札金額の積算において、県が示した清掃作業員の人数を満たしておらず、又は正当な理由を示さないとき。
- ③ 清掃業務費内訳書の積算に大きな違算があり、入札金額での契約の履行が困難と認められるとき。
- ④ 明らかに採算割れの受注になっていると認められるとき。
- ⑤ 業務計画等において清掃の手段や手法、工程管理の明記がないなど、業務計画の見通しがなく、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 品質確保体制において、履行後の清掃評価（自己検査）や清掃作業員等に対する適正な研修指導体制の計画がないなど、適正な契約の履行に支障があると認められるとき。
- ⑦ その他契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

## 12 苦情処理

- (1) 10（2）に規定する落札者不適格通知書を受け取った者は、事実を知り得た日から5日（休日を含まない。）以内に書面により、不適格とされた理由の説明を求めることができるものとする。
- (2) 入札執行者は、前項により説明を求められたときは、審査会において理由説明について審議し、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に文書により回答するものとする。
- (3) 前項の入札執行者による理由説明に不服がある者は、事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に佐賀県政府調達苦情検討委員会に書面により苦情申し立てを行うことができる。

## 13 調査結果の公表

- (1) 入札執行者は、契約締結後必要に応じて調査結果を公表するものとする。
- (2) 前項に規定する調査結果の公表は、入札執行所属において閲覧に供することにより行うものとする。

## 14 監督・検査の強化

調査の結果、低入札価格入札者が落札者となった場合においては、その適正な履行を確保するため、入札執行者は、契約後に年間実施計画表を、また、毎月月末までに翌月の月次実施計画表を提出させ、責任者からその内容について聴取を行うものとする。

また、履行状況について検査及び清掃完了後の実績確認等を強化し、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

## 15 この要領に定めるもののほか、必要な事項は資産活用課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月10日から施行する。